

斐伊川水系
宍道湖南西域河川整備計画

平成 1 3 年 1 月

島 根 県

目次

	ページ
1. 斐伊川水系宍道湖南西域の概要	1
2. 対象区間及び期間	2
2.1 対象区間	2
2.2 対象期間	2
3. 河川整備計画の目標に関する事項	3
3.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	3
3.1.1 過去の洪水概要、治水事業の沿革	3
3.1.2 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	5
3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	6
3.2.1 過去の渇水概要、水利用の状況	6
3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	6
3.3 河川環境の整備と保全に関する事項	7
3.3.1 河川環境の現状と人々との関わり	7
3.3.2 河川環境の整備と保全に関する目標	8
4. 河川の整備の実施に関する事項	9
4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	9
4.1.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所	9
4.1.2 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	11
(1) 五右衛門川の河道改修	11
(2) 高瀬川の河道改修	14
(3) 江尻川の河道改修	17
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	20
5. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	21

1. 斐伊川水系宍道湖南西域の概要

宍道湖南西域は、中国山地の分水嶺船通山^{せんつうざん}を源とする斐伊川によって運ばれた土砂が堆積し形成された出雲平野の東部に位置する、支川数 16 河川で総流域面積 61.1km²を有する圏域です。このうち一次支川として新建川^{しんたてがわ}、五右衛門川^{ごえもんがわ}、学頭屋川^{がくとうやがわ}、郡境川^{ぐんぎがわ}が宍道湖へ注いでいます。

新建川は、宍道湖南西域南部の仏経山^{ぶつぎょうざん}を源とし、途中で後谷川^{うしろだにがわ}、本谷川^{ほんたにがわ}、羽根川^{はねがわ}、新石川^{しんいしがわ}、七日市川^{なぬかいちがわ}、伊志見川^{いしみがわ}、江尻川^{えじりがわ}を合わせ、宍道湖へ注ぐ河川延長 8.8km、流域面積 27.9km²の一級河川です。

五右衛門川は、途中で新川^{しんがわ}、網場川^{あみほがわ}、万歳寺川^{まんざうじがわ}、高瀬川^{たかまがわ}を合わせ水田の広がる平野部中央を流下し宍道湖へ注ぐ河川延長 10.1km、流域面積 27.0km²の一級河川です。

学頭屋川及び郡境川は宍道湖南西域北側を流下し宍道湖へ注ぐ一級河川です。

これらの河川は、過去において斐伊川の「川違」や舟運のために幾度も流れを変え、昭和 15 年の新川廃川を最後に現在に至っています。なお、流水については斐伊川本川から取水したかんがい用水の余り水などを受けています。

地質は、平野部のほとんどが第四紀の沖積層で礫・砂・泥の堆積物からなり、山地部の山裾は砂岩・泥岩などの堆積岩で、山頂部は花崗岩・流紋岩などの火成岩で形成されています。

植生は、平野部では水稻を中心とした農地がほぼ全域を占めており、山地部ではアカマツ等の針葉樹が広く分布しています。

気候は、日本海型気候に属しており冬期には強い季節風が吹きます。この季節風から家屋を守る防風林が「築地松^{ついでまつ}」と呼ばれ、散居集落の特徴的な景観を形成しているため、宍道湖沿岸は「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づく宍道湖景観形成地域の「築地松散居集落ゾーン」に指定されています。

土地利用状況は、平野部の中央を貫く一般国道 9 号沿いに斐川町の町並みが発達し、その北部は農地が広がっているのに対し、南部は豊かな森林となっています。

産業は、古くから水と戦いながら稲作を中心とした農業を主産業として発展してきましたが、「出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域」の中間部に位置し、空港と主要幹線道路の集中する物流の要所であることから、農業経営の多様化と共に商工業の発展にも力が注がれ、ハイテク企業の立地が相次いでおり、島根県内における先端技術産業の一大中心地になっています。

2. 対象区間及び期間

2.1 対象区間

斐伊川水系宍道湖南西域河川整備計画における対象区間は表-2.1 に示した法河川の全ての区間です。

表-2.1 対象区間一覧

河川名	対象区間	河川名	対象区間
新建川	宍道湖合流点から 8.8km	五右衛門川	宍道湖合流点から 10.1km
江尻川	新建川合流点から 1.3km	高瀬川	五右衛門川合流点から 5.7km
伊志見川	新建川合流点から 1.2km	万蔵寺川	五右衛門川合流点から 4.2km
七日市川	新建川合流点から 1.7km	網場川	五右衛門川合流点から 5.7km
新石川	新建川合流点から 2.8km	新川	五右衛門川合流点から 5.0km
宇屋谷川	新石川合流点から 1.5km	学頭屋川	宍道湖合流点から 3.5km
羽根川	新建川合流点から 2.7km	郡境川	宍道湖合流点から 3.3km
本谷川	新建川合流点から 1.5km		
後谷川	新建川合流点から 1.3km		

対象区間位置を図-2.1 に示します。

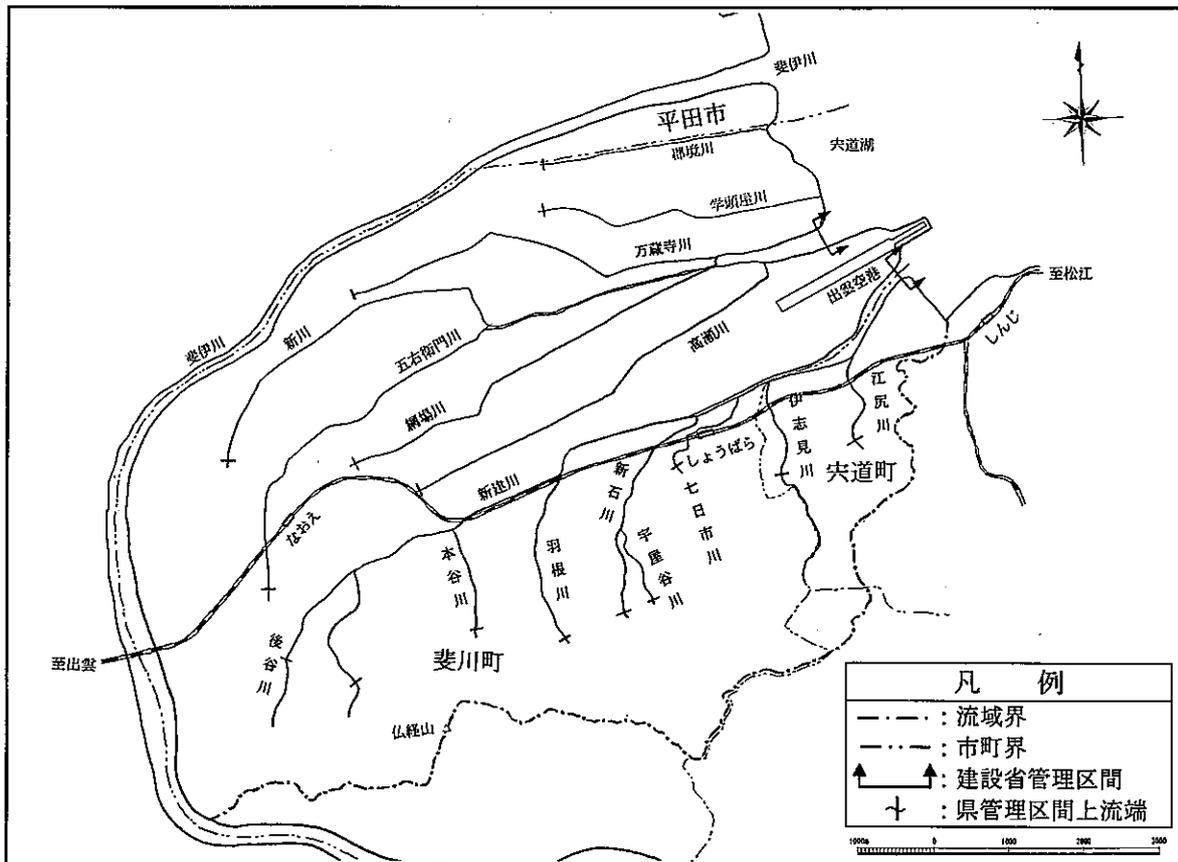


図-2.1 対象区間位置図

2.2 対象期間

斐伊川水系宍道湖南西域河川整備計画における、河川整備の対象期間は概ね 30 年間です。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

3.1.1 過去の洪水概要、治水事業の沿革

宍道湖南西域の平野部は、地盤が低く昔から浸水被害が多発する地域でした。このため、新建川、五右衛門川の2河川は築堤による自然流下河川、他の河川は内水をポンプにより排水する河川として計画し、昭和13年から農業用排水路として改修を開始しました。

その後も、昭和36年7月、昭和39年7月、昭和47年7月等の数々の水害により甚大な被害を受け、特に昭和47年7月の大水害では床上浸水644戸、床下浸水478戸、約3,000haの田畑が浸水し、過去最大の被害を受けました。

これらの水害を契機に、新建川については昭和38年から改修に着手し、支川の七日市川、新石川、羽根川と共に昭和59年に竣工し、五右衛門川についても昭和48年から改修に着手し、支川の高瀬川、万蔵寺川、新川、網場川も併せて改修を進め、五右衛門川と高瀬川の上流部を除き概成しています。また、郡境川及び学頭屋川は昭和34年から土地改良事業に併せて河道改修が実施され昭和46年に竣工しています。

また、宍道湖の湖岸堤は昭和47年度からT.P.+3.00mに嵩上げする整備が建設省により進められています。

現在では、斐川町上直江（五右衛門川）、斐川町上庄原（高瀬川）、宍道町佐々布（江尻川）を中心に浸水被害の発生が見られます。

過去の主要な洪水とその日雨量（出雲観測所）及び被害状況を表-3.1.1に示します。

表-3.1.1 過去の主要な洪水とその被害

年月	成因	被害状況等
昭和36年7月	梅雨前線	日雨量 217mm (時間雨量 73.1mm) を記録(塩冶観測所)
昭和39年7月	山陰北陸梅雨前線豪雨	日雨量 283mm (時間雨量 79.4mm) を記録(塩冶観測所) 被害総額 3億1300万円 原因河川 五右衛門川, 新建川, 伊志見川, 新石川, 江尻川, 本谷川
昭和40年7月	梅雨前線	日雨量 133mm を記録(塩冶観測所) 被害総額 3億2600万円 原因河川 五右衛門川, 新川, 万蔵寺川, 網場川, 高瀬川, 新建川, 新石川, 後谷川, 伊志見川, 羽根川,
昭和47年7月	梅雨前線	日雨量 254mm (時間雨量 33mm) を記録(出雲観測所) 被害総額 15億9800万円 原因河川 郡境川, 学頭屋川, 五右衛門川, 新川, 網場川, 万蔵寺川, 高瀬川, 新建川, 伊志見川, 新石川, 江尻川, 羽根川, 七日市川, 宇屋谷川
昭和50年8月	梅雨前線	日雨量 48mm を記録(出雲観測所) 被害総額 1400万円 原因河川 伊志見川, 江尻川
昭和52年7月	梅雨前線	日雨量 66mm (時間雨量 26mm) を記録(出雲観測所) 被害総額 500万円 原因河川 五右衛門川, 高瀬川, 羽根川
昭和58年7月	梅雨前線	日雨量 93mm (時間雨量 22mm) を記録(出雲観測所) 被害総額 1億8800万円 原因河川 五右衛門川, 新川, 後谷川, 本谷川
昭和59年6月	梅雨前線	日雨量 89mm (時間雨量 22mm) を記録(出雲観測所) 被害総額 300万円 原因河川 網場川, 伊志見川, 江尻川, 新石川
昭和60年6月	梅雨前線	日雨量 133mm (時間雨量 28mm) を記録(出雲観測所) 被害総額 500万円 原因河川 学頭屋川, 高瀬川, 新石川
昭和61年7月	梅雨前線	日雨量 90mm (時間雨量 27mm) を記録(出雲観測所) 被害総額 800万円 原因河川 万蔵寺川, 網場川
昭和62年10月	台風19号	日雨量 72mm (時間雨量 12mm) を記録(出雲観測所) 被害総額 800万円 原因河川 万蔵寺川, 新石川
平成5年6月	梅雨前線	日雨量 173mm (時間雨量 33mm) を記録(出雲観測所) 被害総額 1700万円 原因河川 網場川, 後谷川
平成7年7月	梅雨前線	日雨量 83mm (時間雨量 30mm) を記録(出雲観測所)
平成9年7月	梅雨前線	日雨量 107mm (時間雨量 37mm) を記録(出雲観測所) 被害総額 300万円 原因河川 五右衛門川, 新川, 高瀬川, 新建川

出典：「水害統計 建設省」, 「気象月報(水文気象) 日本気象協会」, 「アメダス気象年報 気象業務支援センター」等

3.1.2 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

宍道湖南西域では、平野部を流れる河川の流下能力不足が原因となり、流域内の低地盤地域が浸水する被害が多発しているため、河道の拡幅を行い流下能力を確保することにより越水による家屋の浸水被害の軽減を図ります。

自然流下河川での氾濫は、近接する河川の流域まで被害がおよぶため、既往最大の昭和39年7月相当の降雨による洪水氾濫から、家屋及び農地の浸水被害を防ぎます。

ポンプ排水河川では既往の浸水被害を考慮し、概ね10年に1回程度発生する降雨による洪水から、家屋の浸水被害を防ぎます。

ポンプ排水により浸水被害の軽減を図る区域図を図-3.1.2に示します。

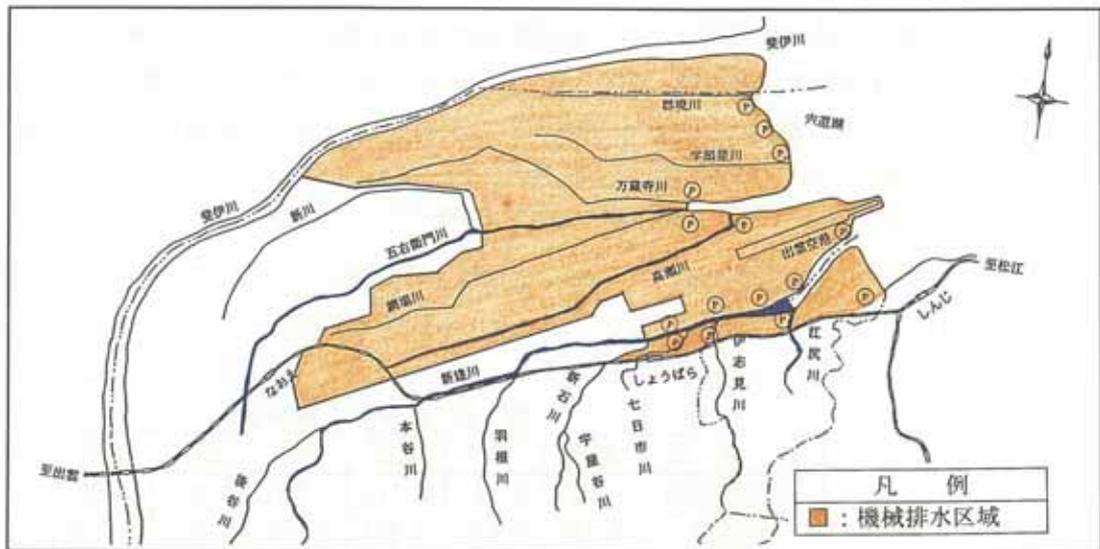


図-3.1.2 ポンプ排水区域図

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

3.2.1 過去の渇水概要、水利用の状況

宍道湖南西域の県管理河川では、斐伊川本川から出西岩樋、出西(右岸)頭首工、鳥越樋、神立樋、斐川統合樋門、島村樋により取水した水が流下しており、許可水利(4件)として農業用水 0.4552m³/s (130.3ha)、この他に慣行水利など農業用水 32 件(約 1,100ha)の取水が行われています。

普通期・しらかき期の取水が集中する時期に水不足が発生しており、各河川の中流域ではポンプによるかんがい取水が行われ、水田から川に還元した水をポンプにより取水し、再利用している状況です。

また、非かんがい期には、斐伊川からの取水が停止するため、河川の流況が悪化する傾向があります。

特に平成6年の渇水では、島根県渇水対策本部が昭和48年以来21年ぶりに設置され、斐川町では8月10日～8月29日の間で渇水対策本部が設置されました。この時には、宍道湖南西域を含む出雲市外3市町斐伊川水系水利組合により「番水※」が7月16日～8月25日の間で実施されています。

※江戸時代に始まる水不足時の対応、各関係市町に公平に水がわたるよう順番に取水する仕組み。

県内の主要な河川については、島根県水防情報システムによる河川水位観測を平成10年5月から実施しており、この河川水位から算出した平成10年から平成12年まで(2年間)の河川流況を表-3.2.1に示します。

表-3.2.1 流況(日平均:換算値) (m³/s)

観測局	豊水	平水	低水	渇水	最小	年平均
五右衛門局	1.265	0.261	0.110	0.061	0.052	0.683
高瀬局	0.340	0.115	0.052	0.025	0.019	0.258

豊水：1年を通じて95日はこれを下らない流量
 平水：1年を通じて185日はこれを下らない流量
 低水：1年を通じて275日はこれを下らない流量
 渇水：1年を通じて355日はこれを下らない流量
 最小：1年を通じて最小の流量
 年平均：日平均流量の1年の総計を当年日数で除した流量

(平成10年から平成12年の2年間の値)

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、普通期・しらかき期において利水者の協力を得ることにより取水が一時期に集中しないよう努めるとともに、河川の整備にあたっては親水性や景観を考慮した低水路の整備など、良好な水環境の整備を図ります。また、渇水時においては利水者及び関係各機関との調整を図り、円滑な渇水調整に努めます。

なお、流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関しては、今後流況等の河川状況の把握を行い、流水の占有、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況等を考慮し、調査・検討を行った上で設定し、その流量の確保に努めるものとします。

3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

3.3.1 河川環境の現状と人々との関わり

宍道湖南西域の河川は生活環境の保全に関する環境基準は設定されていませんが、島根県、斐川町及び宍道町により定期的に水質調査が実施されている項目のうち、河川の有機汚濁の総合的な指標として活用されているBOD（生物化学的酸素要求量；Biochemical Oxygen Demand）により現状の水質を評価すると、五右衛門川下流部及び新建川のBOD（75%値）は概ね1～2mg/ℓ前後、高瀬川下流部のBOD値は1～2mg/ℓ前後で推移しており、概ね良好な水質となっています。江尻川のBOD値は10mg/ℓ前後となっており、良好な水質とは言えない状態です。

河川の法面にはイヌビエ、ヨモギ等の多種多様な草本類が繁茂し、砂質の河床にはマコモ、ヤナギモ、オオカナダモ等の水生植物が確認されています。河口部の感潮区間ではマハゼ、ボラ等が確認され、塩分の少なくなる上流にかけてはワカサギ、ウグイ、カマツカ等が確認されています。

また、新建川の支川は、アカマツ等が自生する山間部を流下し、新建川への合流部ではヨシ等の群生が見られます。

このように宍道湖南西域の河川は宍道湖との密接な関わりを持ち、多様な生態系が形成されています。

五右衛門川では、水辺の動植物の良好な生息・生育環境と自然景観に配慮した河川改修を昭和59年から実施し、平成9年度からは地元の代表者が参加した「五右衛門川多自然型川づくり検討委員会」、平成10年度からは「ひと・さかな共生型川づくり検討委員会」で検討を重ねた上で、魚釣りや植物観察、子供達が水辺に降りて遊べるよう、安全で親しめる河川空間の整備を進めています。

また、高瀬川においても、五右衛門川と同様な河道の改修を実施しています。

一方で、五右衛門川と支川新川との合流点に親水護岸と併せて整備した五右衛門川河川公園では、ゲートボール等のレクリエーション利用や五右衛門川河川公園愛護団体による清掃等の河川愛護活動が行われています。また、斐川西中学校付近の岸辺では、生徒達による花作りが行われており、地域住民に親しまれています。

新建川の川沿いでは地域の住民により菜の花の種が蒔かれ、春には一面に花が咲き美しい景観となっています。

このように宍道湖南西域の河川においては、地域住民と行政が協力して良好な河川空間の整備を行っています。

3.3.2 河川環境の整備と保全に関する目標

下水道整備や官民一体となった水質浄化対策により河川水質の保全及び改善を図り、流水の清潔の保持に努めます。

河川整備を行う際には、低水路に隙間の空いた連杭を採用し魚のすみかを確保する等、動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを行うと共に、川や地域の個性を生かした親水護岸の整備を図り、人々が親しめる河川空間の形成に努めます。

また、周辺住民の生活環境への配慮はもとより、自然環境への影響に対しても工事内容及び保全対象に応じて適切な対処を図り、良好な河川環境を保全します。

4. 河川の整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

既往最大の昭和 39 年 7 月相当の降雨による洪水氾濫から、家屋及び農地の浸水被害を防ぐため、五右衛門川では簸川郡斐川町大字上直江地先から富村地先まで、江尻川では新建川合流点から八束郡穴道町大字佐々布地先において、河道改修を行います。

高瀬川では、下流既設ポンプによる排水を行い、概ね 10 年に 1 回程度発生する降雨による洪水から家屋の浸水被害を防ぐため、簸川郡斐川町大字沖洲地先から上庄原地先において河道改修を行います。

河川工事を実施する施行の場所及び種類は表-4.1.1 のとおりです。

表-4.1.1 施行の場所及び河川工事の種類

対象河川	施行の場所	河川工事の種類
五右衛門川	斐川町大字上直江～斐川町大字富村地先	河道改修
高瀬川	斐川町大字沖洲 ～斐川町大字上庄原地先	河道改修
江尻川	新建川への合流点～穴道町大字佐々布地先	河道改修

施行位置図を図-4.1.1に示します。

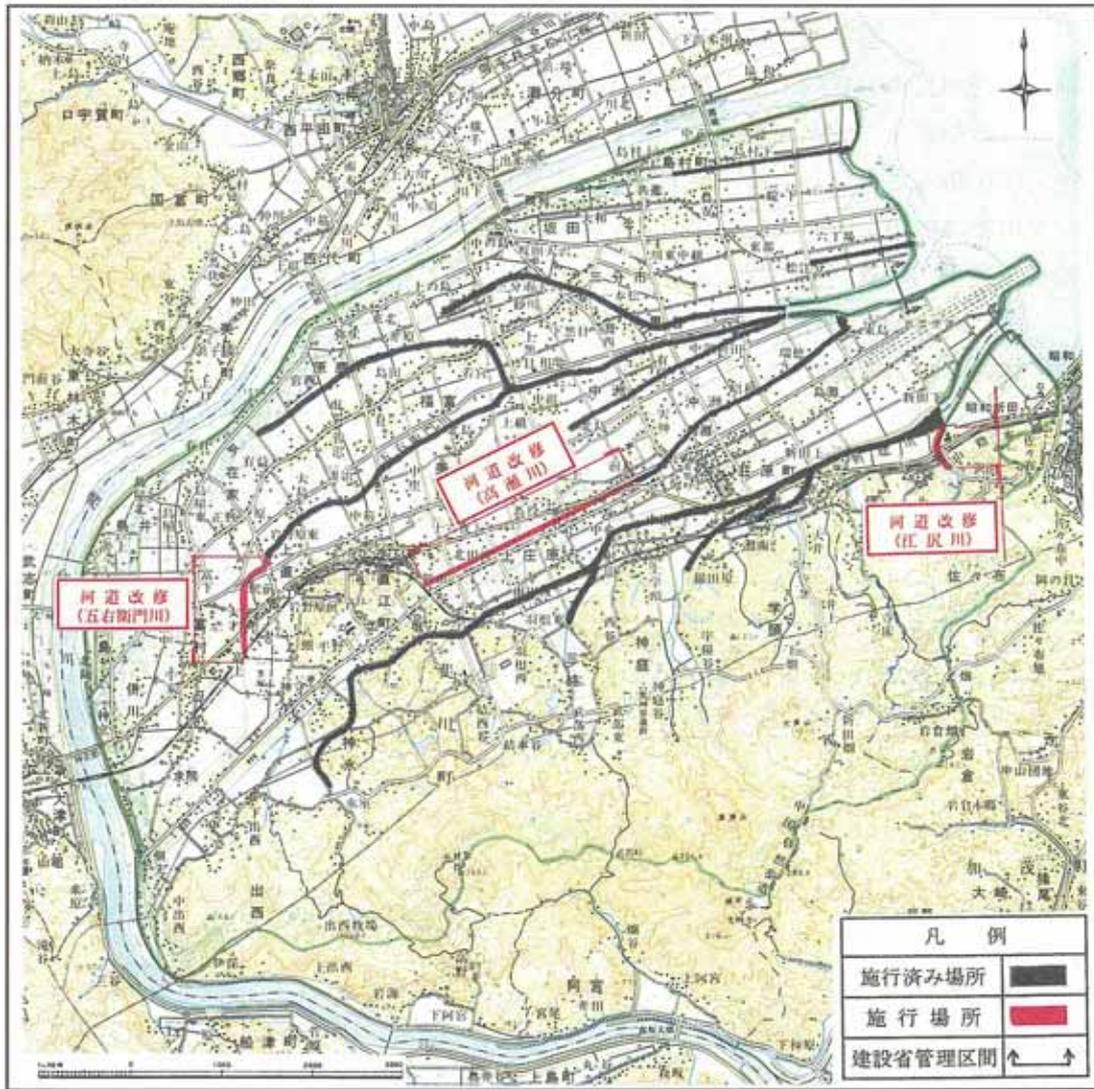


図-4.1.1 施行位置図

4.1.2 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 五右衛門川の河道改修

五右衛門川は想定氾濫区域が広範囲にわたるため、既往最大の昭和 39 年 7 月の降雨を踏まえ、概ね 50 年に 1 回の確率で発生する降雨（日雨量 295mm）による洪水を安全に流下させるため、河川の拡幅と河床を掘削することにより流下能力を確保し、沿川の家屋及び農地の浸水被害を防ぎます。

流量配分図を図-4.1.2(1)に示します。

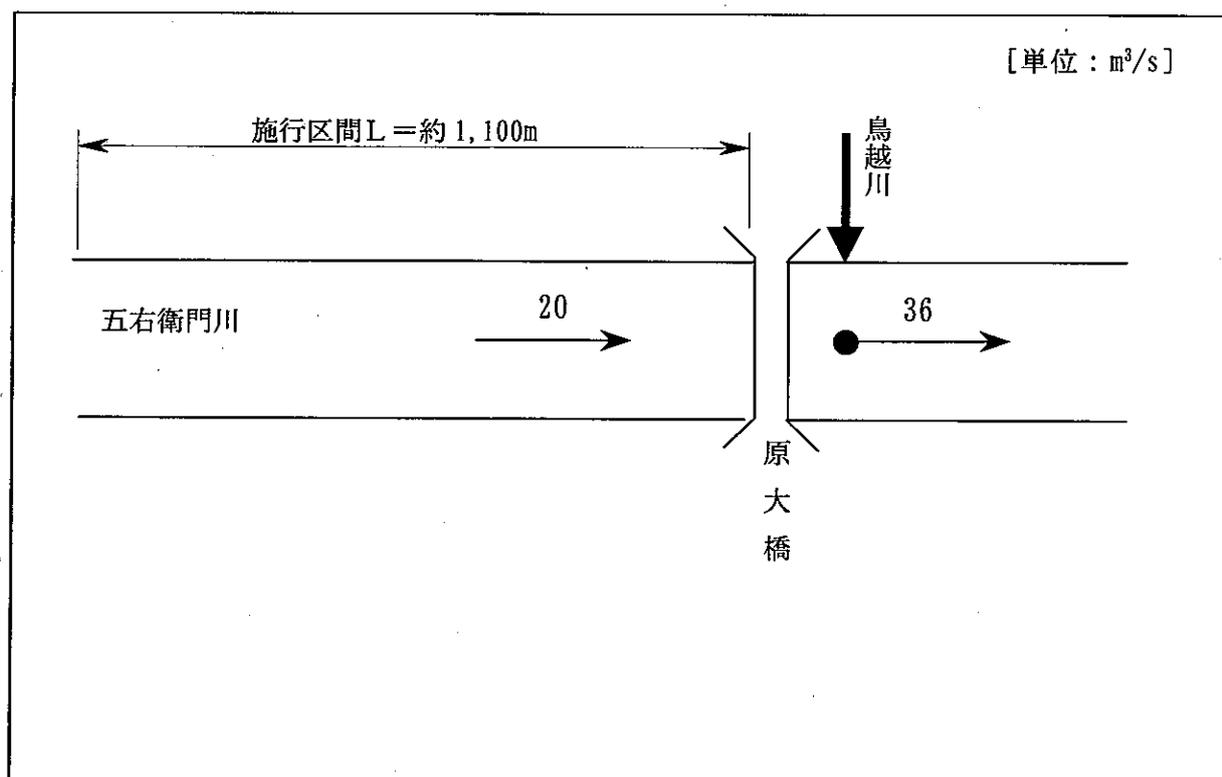


図-4.1.2(1) 流量配分図

動植物の生息・生育環境を保全するため、「五右衛門川多自然型川づくり検討委員会」、「ひと・さかな共生型川づくり検討委員会」の審議を踏まえ、水際は魚のすみかとなる隙間を持たせ、緩やかな法面勾配を採用し、管理面も考慮した植生の再生や、通水断面に余裕のある区間では木を植えることにより、環境に配慮した河道改修を行います。

また、人が水辺に近づき易いように工夫するなど、潤いとふれあいのある水辺空間の形成を進めることにより、地域にゆとり、交流、発展の場を提供します。

平面図、縦断面図及び標準横断面図を図-4.1.2(2)～(4)に示します。

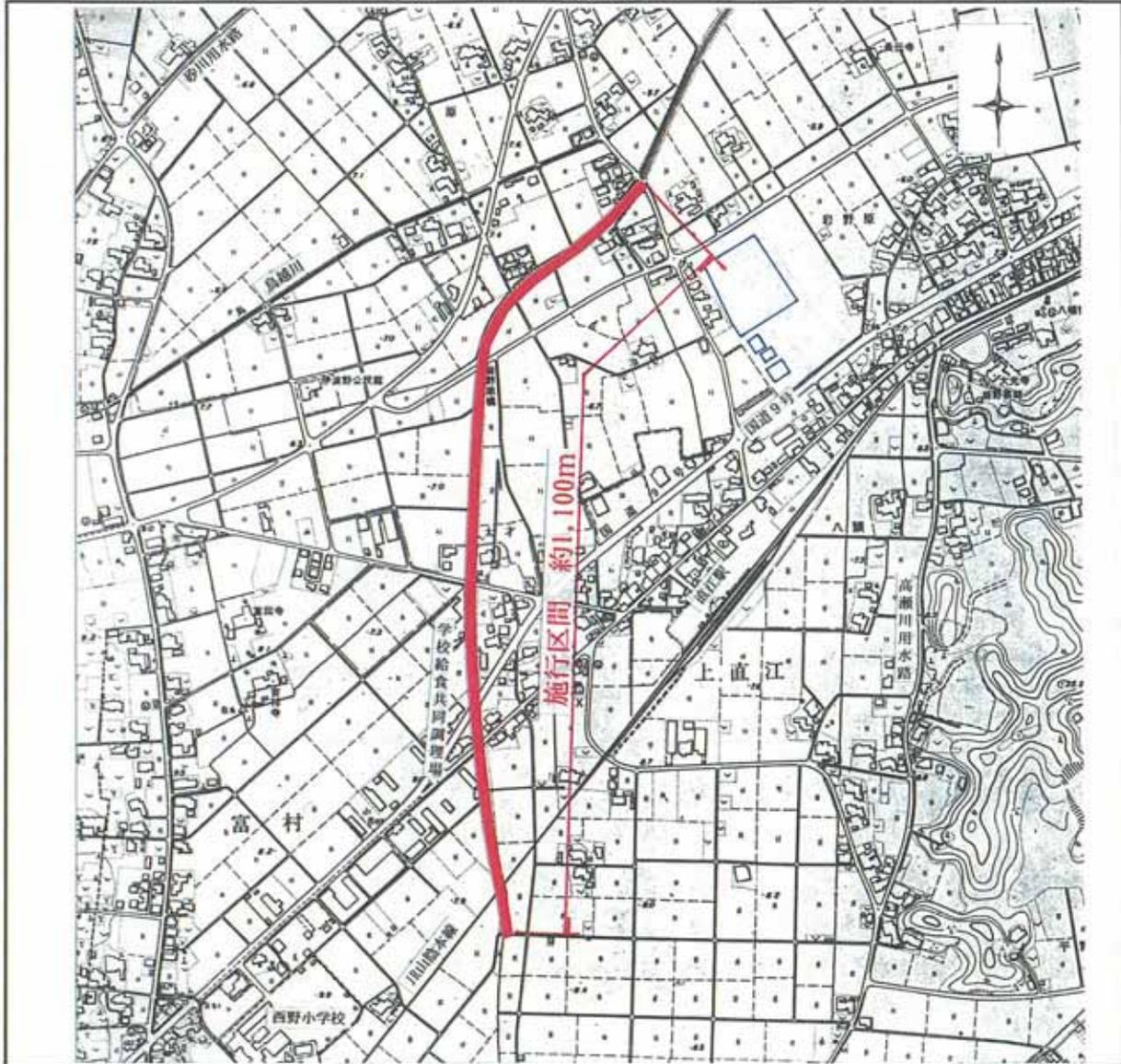


図-4.1.2(2) 平面図 (S=1:10,000)

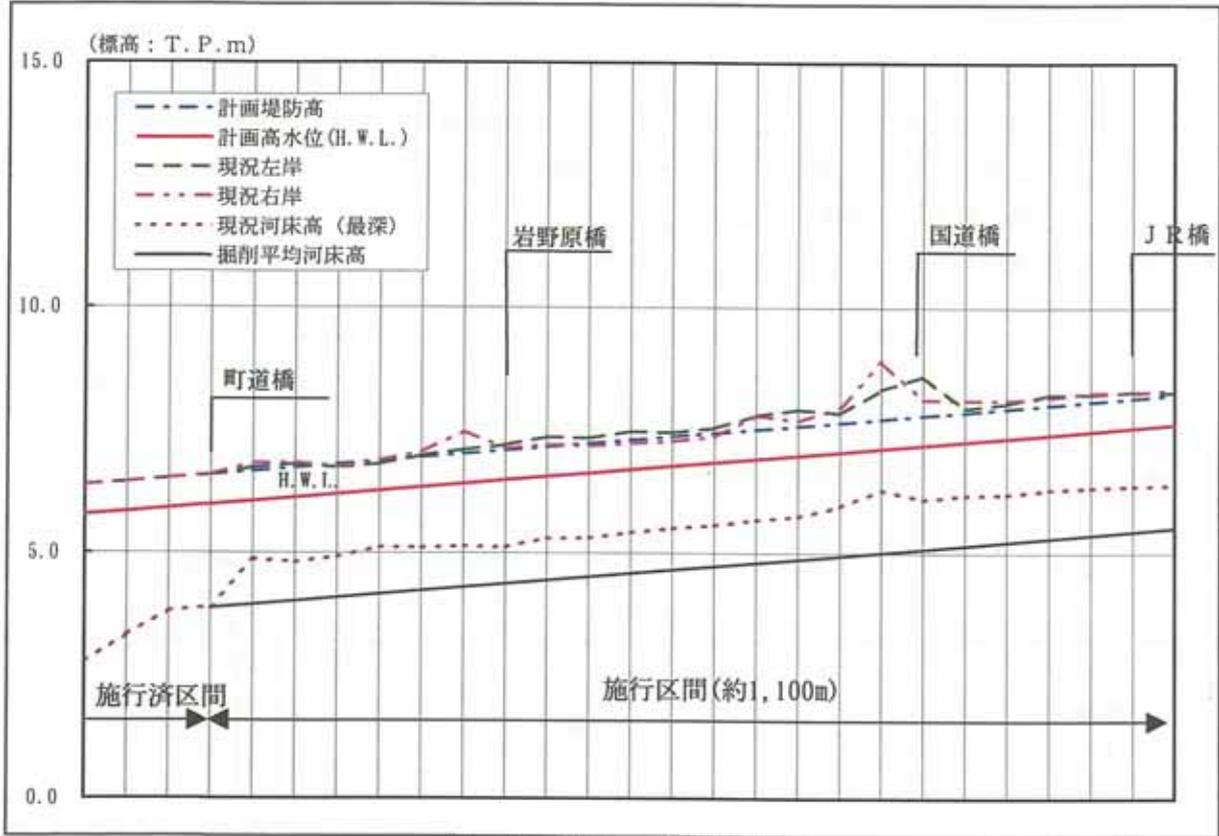


図-4.1.2(3) 縦断面図

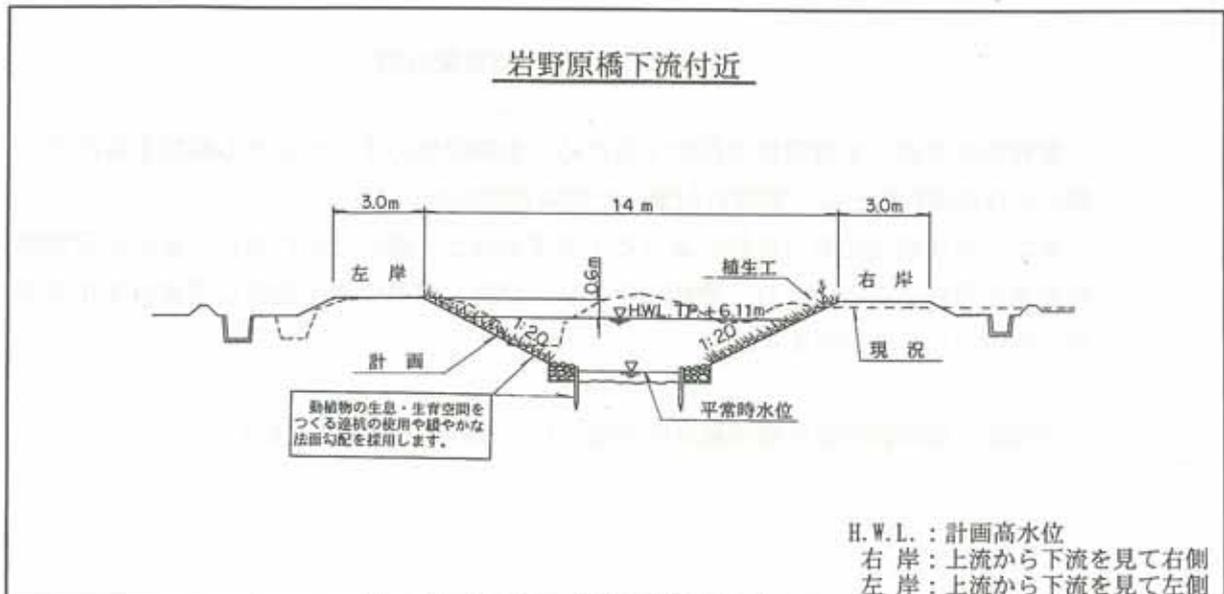


図-4.1.2(4) 標準横断面図(S=1:250)

(2) 高瀬川の河道改修

高瀬川は、流域内の地盤高が低く洪水時には自然排水が困難であることから、五右衛門川との合流点には排水ポンプが設置されており、近年の浸水被害の状況や流域内の土地利用状況等を勘案し、概ね10年に1回の確率で発生する降雨（日雨量149mm）による洪水に対して河川の拡幅と河床を掘削することにより流下能力を確保し、沿川の家屋の浸水被害を防止します。

流量配分図を図-4.1.2(5)に示します。

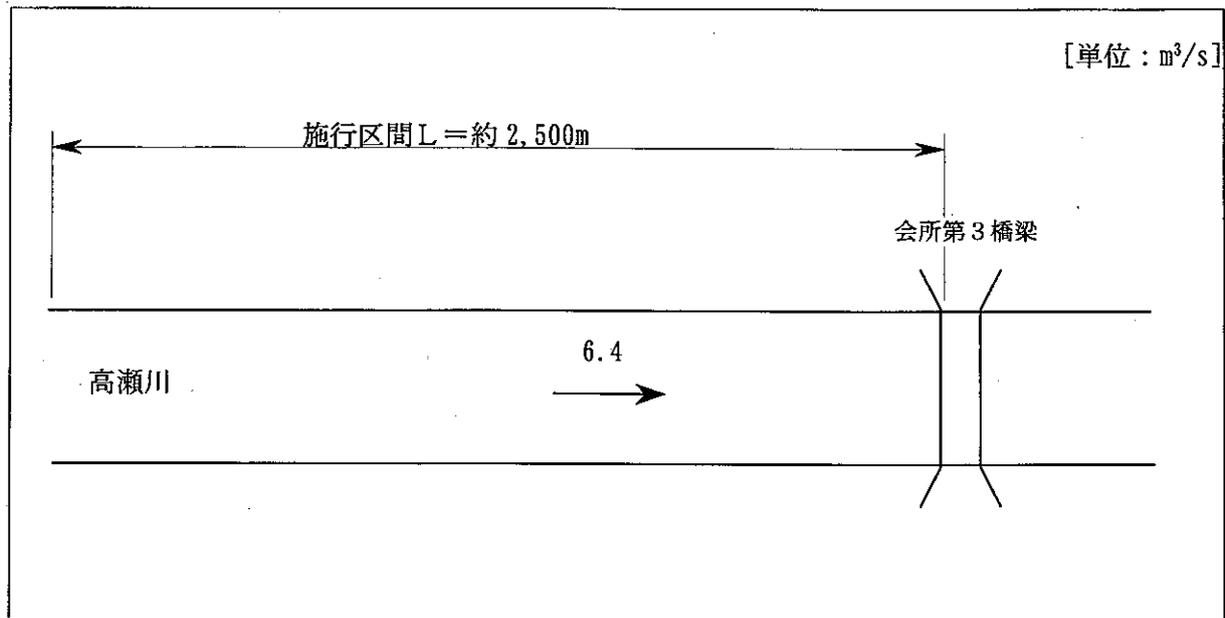


図-4.1.2(5) 流量配分図

動植物の生息・生育環境を保全するため、水際は魚のすみかとなる隙間を持たせ、緩やかな法面勾配とし、環境に配慮した河道改修を行います。

また、人が水辺に近づき易いように工夫するなど、潤いとふれあいのある水辺空間の形成を進めることにより、地域にゆとり、交流、発展の場を提供し歴史や文化を生かした川づくりに努めます。

平面図、縦断面図及び標準横断面図を図-4.1.2(6)～(8)に示します。

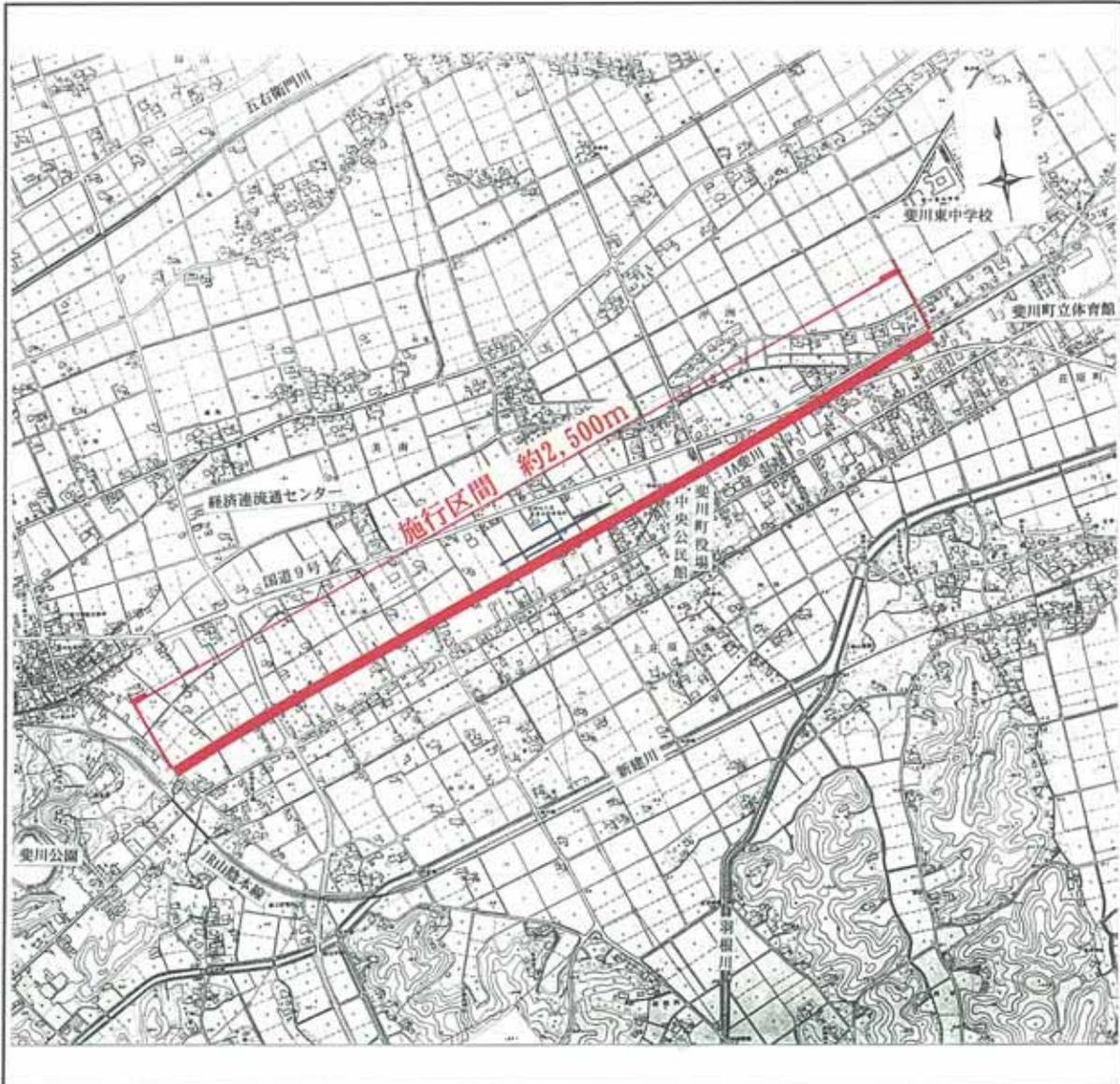


図-4.1.2 (6) 平面図(S=1:20,000)

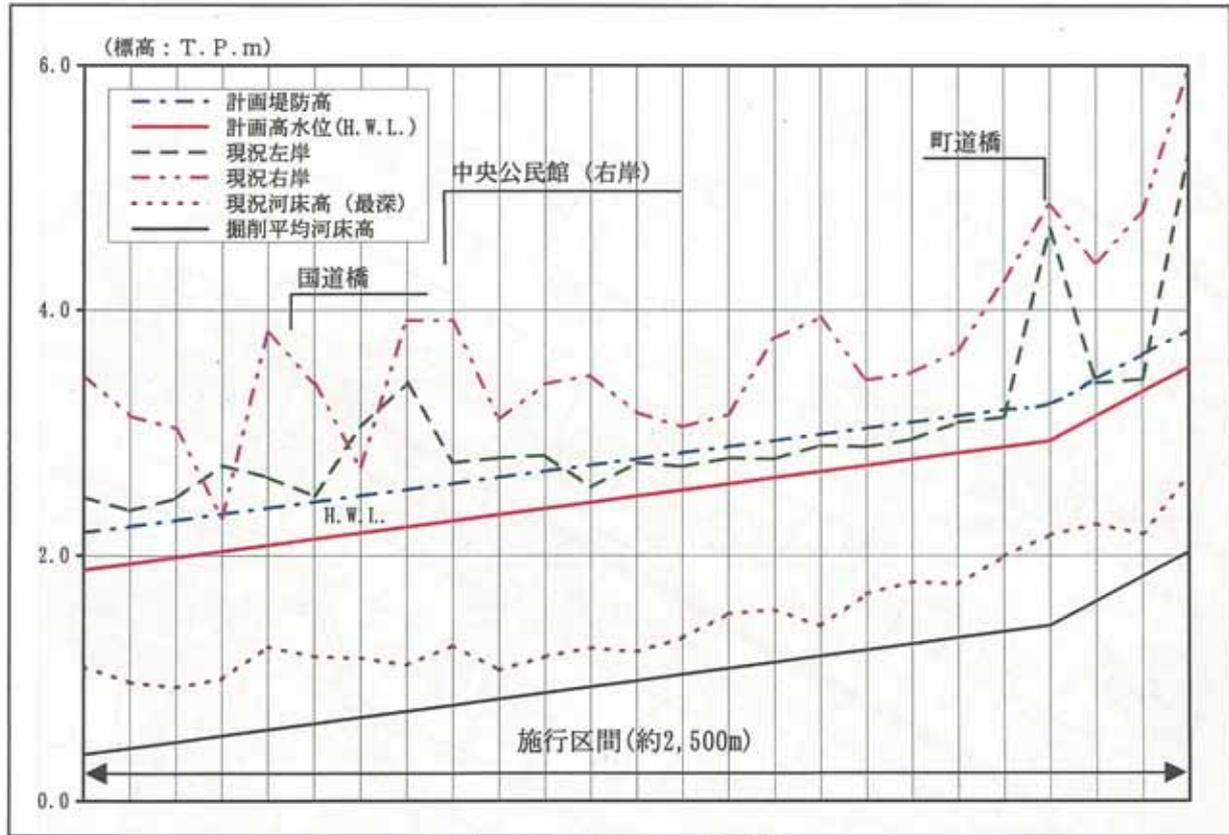


図-4.1.2(7) 縦断面図

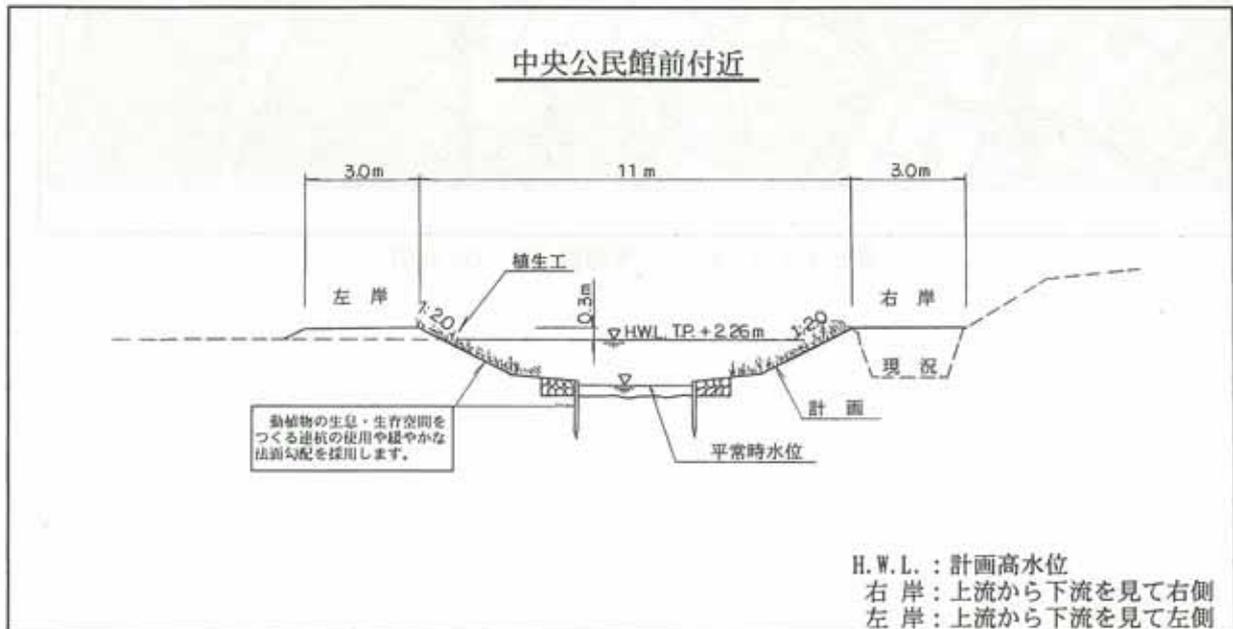


図-4.1.2(8) 標準横断面図 (S=1:200)

(3) 江尻川の河道改修

江尻川は流域内に山地を有する河川で、新建川合流点から一般国道9号及びJRを横断する区間までを既往最大の昭和39年7月の降雨を踏まえ、概ね30年に1回の確率で発生する降雨（時間雨量71mm）による洪水に対し河川の拡幅と河床を掘削することにより流下能力を確保し、沿川の家屋及び農地の浸水被害を防ぎます。

流量配分図を図-4.1.2(9)に示します。

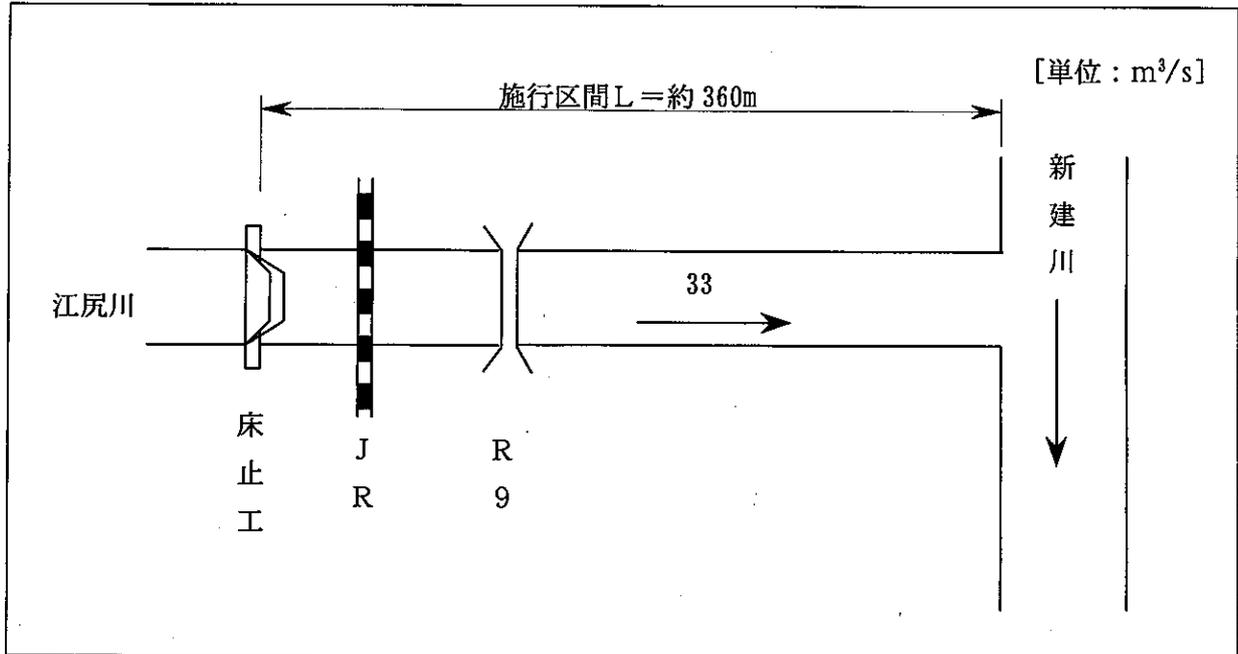


図-4.1.2(9) 流量配分図

動植物の生息・生育環境を保全するため、^{護岸}護筋の整備や植生の回復を図ります。また、緩やかな法面勾配とすることにより水辺に近づき易い整備を図り、河川環境の保全に努めます。

平面図、縦断面図及び標準横断面図を図-4.1.2(10)～(12)に示します。

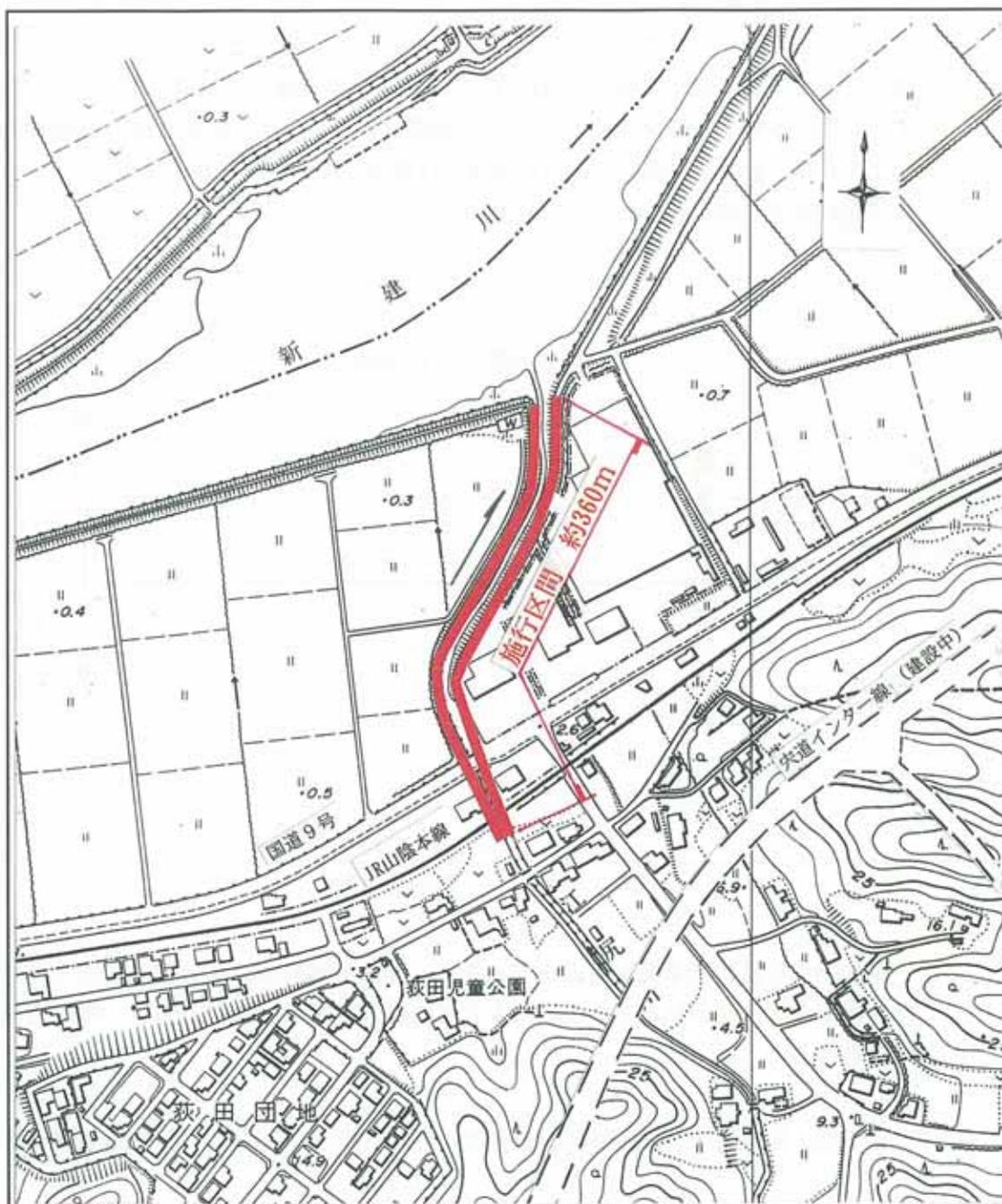


図-4.1.2(10) 平面図(S=1: 5,000)

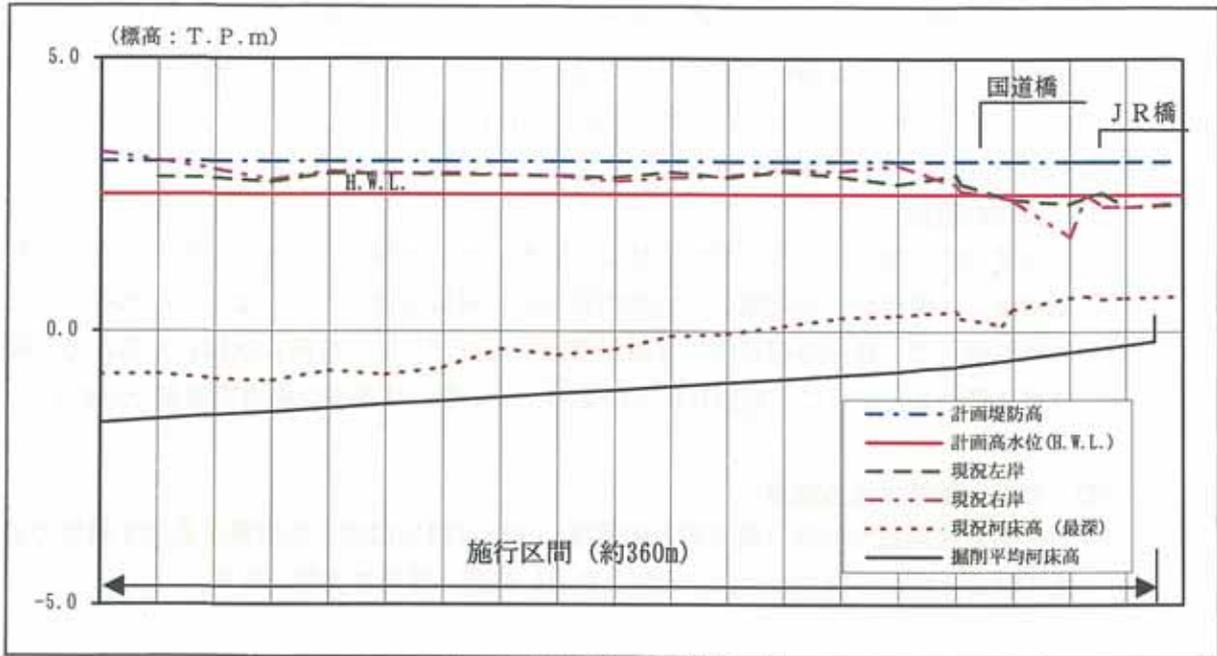


図-4.1.2(11) 縦断面図

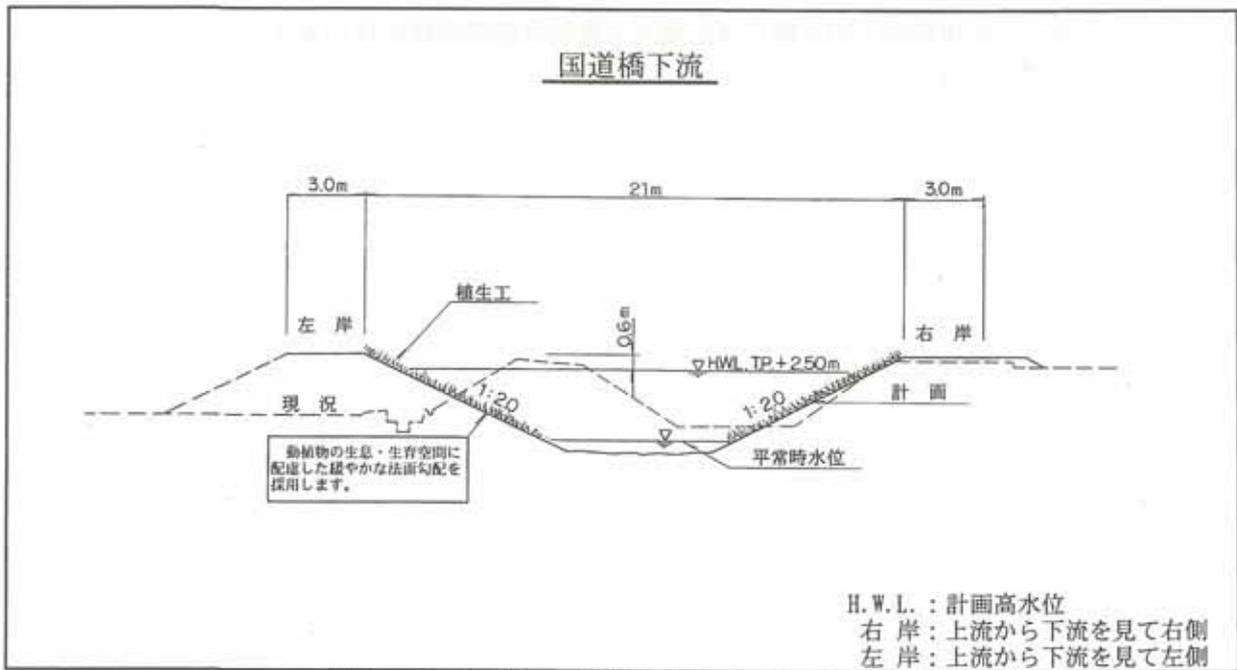


図-4.1.2(12) 標準横断面図 (S=1:300)

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は地域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、河川の機能が維持されるよう、県が管理する河川全域において総合的に行います。

(1) 河床の維持

長期の間や出水により土砂が堆積し、洪水の流下の阻害となるなど治水上支障となる場合は、環境面にも配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水等による河床の低下は、護岸等構造物の基礎が露出するなどして、危険な状態となるため早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。

(2) 伐採、除草による維持

河川管理施設や河道の流下能力の維持、または河川環境上悪影響を及ぼす場合の対策を図るために必要な場合は、市町と協力し伐採、除草を実施します。

(3) 護岸、堤防の維持

護岸、堤防については法崩れ、亀裂、陥没等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。

5. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

(1) 河川にかかる調査・研究等の推進

- ・ 水文観測を継続的に行い、データを蓄積して河川管理に役立てます。
- ・ 五右衛門川における生物の生息・生育環境の調査・研究を関係機関の協力を得ながら推進し、多自然型川づくりに反映させるよう努めます。また、様々な調査・研究の成果を一元的に管理し、関係各機関において有効利用が図られるよう努めます。

(2) 河川情報の提供

- ・ 川に関するパンフレットの作成や各種イベント等を開催するとともに、インターネット等で河川事業により整備された水辺の施設等を紹介し、事業や施策をPRするよう努めます。
- ・ 災害による被害の軽減を図るため、島根県水防情報システムにより、県内一円に配置した観測局で雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムに収集し、表示・記録を行うとともに、これらのデータを一元的に管理し、洪水調節や水防警報など必要な対策・支援を迅速に行います。また、島根県総合防災情報システムに情報を提供するなど関係機関と連携し、市町をはじめ広く住民の方々にも情報を提供します。

(3) 地域や関係機関との連携

- ・ インターネット等で河川に関する自由な意見を募ることにより、地域の意見を反映した河川整備に努めます。
- ・ 地域住民に親しまれる川づくりを進めるため、河川に関する広報活動や河川愛護の普及や啓発に努めます。また、草刈り・清掃等の河川愛護活動の支援も行います。
- ・ 水質事故が発生した場合には、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等を原因者及び関係機関と協力して行います。
- ・ 適正な河川管理を図るため、遊漁船及び漁船の係留等により、治水上、河川利用上及び景観等の河川環境上の支障が生じる場合は、関係機関と連携して調整を図ります。
- ・ 流域の視点に立った適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為については、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等について調整を図ります。
- ・ 治水上の安全性を保持するため、取水堰等の許可工作物で河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整して適切な処理に努めます。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上、環境の保全にも配慮するよう指導します。兼用工作物についても管理者間で調整し、適切な管理に努めます。
- ・ 洪水氾濫の恐れがある場合や発生時には、それに対応するため水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を支援します。また、異常渇水時には河川情報を関係機関や地域住民に提供し、円滑な渇水調整に努めます。

「本書に掲載した下表の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 5 万分 1 地形図、20 万分 1 地勢図を複製したものである。(承認番号 平 12 中複、第 458 号)」

承認図面一覧表

ページ	図番	タイトル
10	図-4.1.1	施行位置図

(参 考)

決定および改定の経過			
区分	事項	年月日	備考
決定	決定	H13. 1. 5	
	施行	H13. 1. 5	